

最高裁判所 御中

専修大学北海道短期大学 8 教員解雇事件の公正な審理を求める要請書

学校法人専修大学は、専修大学北海道短期大学（専修短大）の入学者が減少しているとして専修短大を閉校するに先立ち、2012（平成 24）年 3 月、専修短大の教員 8 名を一方的に解雇しました（閉校は 2013 年 3 月）。そこで教員 8 名（原告）は 2012 年 4 月、学校法人専修大学（被告）による解雇が無効である旨の訴訟を提起しました。しかし札幌地裁判決（2013 年 12 月 2 日）も札幌高裁判決（2015 年 4 月 24 日）も、原告の主張にいったい耳を傾けない不当な内容でした。そこで 8 名は全員、5 月 7 日に上告しました。

判決の問題点は主に二つです。第一に、被告の主張する「教学の事情」を採用して解雇を容認したことです。被告に雇用継続の意思があれば、解雇回避努力の一つとして、被告が経営する専修大学か石巻専修大学に原告を配置転換することが可能だったにもかかわらず、被告は両大学の「教学の事情」を理由に配置転換を行いませんでした。判決は、解雇回避努力に意を尽くさない被告のこのような姿勢を正当化したのです。

第二に、原告は高裁段階で、被告の財政状況に関する会計学専門家の鑑定「意見書」を証拠提出しました。「意見書」は、学校法人の財政分析を行うに正当な帰属収支差額の視点に立って詳細な分析を行い、被告の財政は非常に優良なので原告を雇用継続しても財政上、全く問題ないことを立証しました。しかし「意見書」はその末尾で解雇が不必要だったと地裁判決を批判したため、高裁判決は、「意見書」の範囲を逸脱する主張と判断したのか、「意見書」を客観的な分析部分も含め全面的に無視してしまいました。それどころか、社会的に批判され尽くしている消費収支差額に基づく財政分析論を採用して「被告は赤字経営である」と指摘し、原告の解雇を正当化したのです。しかし、2015 年 4 月に施行した学校法人会計基準の一部改正により、帰属収支差額を分析手法に用いる正当性が制度的にも確立しています。こういう社会情勢を一顧だにしない高裁判決は世間から厳しく指弾されるに違いありません。

以上のとおり原告が解雇されてしかるべき正当な理由は何ら見当たりません。大学教員を安易に解雇した今回の事態を容認する高裁判決は、憲法が保障する原告の勤労する権利（第 27 条）と学問の自由（第 23 条）を侵害すること甚だしいと言えます。そこで私たちは最高裁判所に次の事項を要請します。

要 請 事 項

専修短大 8 教員の解雇事件について札幌高裁の判決を見直し、大学教員の権利擁護と事件の全面的解決につながる公正な判断を下すこと。

氏名	住所

不当解雇された専修大学北海道短大教員を支える会

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 1 - 11 原田ビル 3F 北海道私立大学教職員組合連合内

E-Mail : hokutan_sasaerukai@yahoo.co.jp ウェブサイトは「専修短大教員組合」をご覧ください。